入札公告

那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事の請負業者を決定するため、次のとおり一般競争入札を行いますのでお知らせします。
平成24年2月22日

那覇空港ビルディング株式会社
代表取締役社長　花城　順孝

1．工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事
⑶　工事場所　沖縄県那覇市鏡水
⑷　建物概要
①　旅客ターミナルビル
・規模　地上４階
・構造　鉄筋コンクリート造
一部プレキャストプレストレストコンクリート造
固定橋　鉄骨造
・延床面積　23,438㎡
②　付属建物（官庁車庫他５棟）
・規模　地上１階
・構造　鉄筋コンクリート造
・延床面積　計859㎡
⑸　工事区分及び工事概要
本工事の発注方式は下記工事区分に基づき分離発注とする。
①　建築工事
・各棟建築工事一式
・外構工事一式
②　電気設備工事
・各棟電気設備工事一式
③　空気調和設備工事
・各棟空気調和設備工事一式
④　給排水衛生設備工事
・各棟給排水衛生設備工事一式
⑹　工事範囲　設計図に示された範囲とする。
⑺　予定工期　開始時期～平成25年12月10日まで
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、一般競争入札方式により落札者を決定する。

2．入札参加資格
入札参加者は、以下に掲げる資格を満たす２社以上で構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。
⑴　建築工事
①　日本国の建設業法第27条の第23項の規定に基づく経営事項審査における建築一式の総合評価値が特定ＪＶの代表者にあっては1,200点以上であること。特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては1,000点以上であること。
②　特定ＪＶの代表者は建築工事一式の元請けとして完成引き渡しした延床面積が20,000㎡以上の空港旅客ターミナルビル建設工事の施工実績を有すること。
③　特定ＪＶの代表者は主任技術者又は監理技術者を１名以上配置すること。主任技術者又は監理技術者は日本国の建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士及び建設業法による一級建築施工監理技士、又はこれと同等以上の資格を有すること。
⑵　電気設備工事
①　日本国の建設業法第27条の第23項の規定に基づく経営事項審査における電気工事総合評価値が特定ＪＶの代表者にあっては1,100点以上であること。特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては900点以上であること。
②　特定ＪＶの代表者は主任技術者又は監理技術者を１名以上配置すること。主任技術者又は監理技術者は一級電気工事施工監理技士、又はこれと同等の資格を有する者であること。
⑶　空気調和設備工事
①　日本国の建設業法第27条の第23項の規定に基づく経営事項審査における管工事の総合評価値が特定ＪＶの代表者にあっては1,100点以上であること。特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては900点以上であること。
②　特定ＪＶの代表者は主任技術者又は監理技術者を１名以上配置すること。主任技術者又は監理技術者は一級管工事施工監理技士、又はこれと同等の資格を有する者であること。
⑷　給排水衛生設備工事
①　日本国の建設業法第27条の第23項の規定に基づく経営事項審査における管工事の総合評価値が特定ＪＶの代表者にあっては1,100点以上であること。特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては900点以上であること。
②　特定ＪＶの代表者は主任技術者又は監理技術者を１名以上配置すること。主任技術者又は監理技術者は一級管工事施工監理技士、又はこれと同等の資格を有する者であること。
⑸　特定ＪＶの代表者は最大の施工能力を有する者であって、その出資比率は、構成員中最大とする。
⑹　当該事業に参加する特定ＪＶの代表者及び構成員のいずれかが他の当該事業の特定ＪＶの構成員となることはできない。
⑺　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ているものについては、この限りではない。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。
⑻　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑼　入札参加申請書の提出期限の翌日から参加資格の通知日までの期間に、国土交通省大阪航空局及び沖縄県から指名停止を受けていないこと。
⑽　当社への出資会社又は当社への出資会社と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。
⑾　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。
⑿　当該事業に参加する特定ＪＶの代表者及び構成員は日本国の建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく建設業の許可を取得していること。
⒀　各工事の入札参加者は配置予定技術者の資格及び工事経験の書類を提出すること。
なお、建築工事の入札参加者においては２．入札参加資格の⑴②に定める実績を証明する書類を提出すること。

3．応募方法
⑴　入札説明書の配付及び設計図書の閲覧期間
①　入札説明書及び設計図書については、当社の窓口において閲覧に供するとともに、入札説明書については希望者に有償配付｛１部2,000円（消費税込）｝する。
なお、書類の郵送等はしない。
②　設計図書については入札参加資格通知後に、入札参加資格者に対して設計図書の貸与をする。設計図書配付時に「一般競争入札参加通知書」の写し及び守秘義務誓約書の提出を求める。
なお、書類の郵送等はしない。
⑵　配付及び閲覧期間
①　入札説明書
平成24年２月22日（水）～平成24年２月29日（水）
平日午前９時～午後４時（土、日曜日は取り扱いません。）
②　設計図書
平成24年３月14日（水）～平成24年３月23日（金）
平日午前９時～午後４時（土、日曜日は取り扱いません。）
⑶　配付及び閲覧場所
那覇空港ビルディング株式会社　事業部　企画課
住所：〒901―0142　沖縄県那覇市字鏡水150番地
ＴＥＬ：098―840―1170

4．入札参加申請書の提出等について
⑴　入札参加希望者は、別途配付する入札説明書に基づき申請書等を提出すること。
①　提出期間
平成24年２月27日（月）から平成24年３月７日（水）
平日午前９時～午後４時（土、日曜日は取り扱わない。）
②　提出場所
３．応募方法の⑶に持参または郵送すること。（郵送の場合は期限までに必着のこと。）
⑵　入札参加資格の確認の結果
平成24年３月14日（水）までに入札参加資格の確認結果を通知し、入札参加資格を認められた者に対して、「一般競争入札参加通知書」を別途郵送する。入札参加資格がないと認められた者へはその理由を付した文書を通知する。

5．入札の日時及び場所
入札日は４月中旬を予定とするが、日時及び場所については入札参加通知時に、入札参加資格者に通知する。

6．その他
⑴　入札保証金：免除する。
⑵　契約保証金：免除する。
ただし、保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結等を必要とする。
⑶　入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、申請書等に虚偽の記載をした者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。